

社会福祉法人ななえ福祉会常勤役員報酬規程

(目的)

第 1条 この規程は、社会福祉法人ななえ福祉会(以下「法人」という。)常勤役員の給与の支給について定めることを目的とする。

(給与の種類)

第 2条 常勤役員の給与については、俸給、通勤手当とする。

(給与の支給)

第 3条 役員の給与は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 常勤役員の給与の全部または一部につき自己の預金への振込を申し出た場合は、その方法によって支払うことができる。

(給与の支給日)

第 4条 常勤役員の俸給、通勤手当は、その月の月額的全額を毎月21日に支給する。
ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日(その日が休日に当たるときは支給定日の前々日)に支給する。

(俸給)

第 5条 常勤役員の俸給月額、次のとおりとする。
常勤役員 170,000円

(通勤手当)

第 6条 通勤手当は、一般職の職員の給与に関する法律に基づく通勤手当に準じて支給する。

(月の途中で就任又は退職した場合の給与)

第 7条 月の初日以外の日において新たに就任した常勤役員の就任当月分の給与及び月の末日以外の日において退職した常勤役員に退職当月分の給与を支給する場合は、その月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第 8条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(実施に必要な事項)

第 9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成21年4月1日から適用する。